

社会福祉法人 湖北会 定 款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な障害福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域生活において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ロ) 一般相談支援事業の経営
 - (ハ) 特定相談支援事業の経営
 - (ニ) 移動支援事業の経営
 - (ホ) 障害児通所支援事業の経営
 - (ヘ) 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人湖北会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上ならびに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、経済的に困窮する障害児・者等を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を滋賀県長浜市富田町431番地5に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任および解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項および第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人および親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

- 第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に、議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

- 第11条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事および監事の選任または解任
 - (2) 理事および監事の報酬等の額
 - (3) 理事および監事ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 事業計画および収支予算
 - (5) 臨機の措置（予算以外の新たな義務負担および権利の放棄）

- (6) 計算書類（貸借対照表および収支計算書）および財産目録の承認
- (7) 公益事業に関する重要な事項
- (8) 解散
- (9) 定款の変更
- (10) 残余財産の処分
- (11) 基本財産の処分
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月および、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が、第16条に定める定員を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長および評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに署名または記名押印しなければならない。

第4章 役員および職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名
- (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、常務理事を1名置くことができる。
- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）および評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）ならびに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務および権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長および常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事または監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事または監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事および監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任および解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および常務理事の選定および解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項についての議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録による同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたことを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長および監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第6章 資産および会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産および公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 定期預金 1, 000, 000円
- (2) 滋賀県長浜市湖北町海老江字昭和新田 1073 番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
作業所 1棟 (150.00平方メートル)
- (3) 滋賀県長浜市湖北町海老江字昭和新田 1073 番地所在の鉄骨造スレート葺平家建
集会室 1棟 (286.69平方メートル)
- (4) 滋賀県長浜市湖北町海老江字昭和新田 1073 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
作業所 1棟 (38.66平方メートル)
- (5) 滋賀県長浜市湖北町海老江字昭和新田 1073 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建
障がい者支援施設 1棟 (1階 2, 171.86平方メートル)
(2階 1, 175.46平方メートル)
- (6) 滋賀県長浜市大戌亥町字上鍋戸 415 番地1、415 番地4、421 番地、421 番地2、421 番地3、422 番地、422 番地1、423 番地、423 番地1、426 番地1、440 番地、441 番地、441 番地1、442 番地1、444 番地3 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
福祉寮 1棟 (2149.61平方メートル)
- (7) 滋賀県長浜市大戌亥町字上鍋戸 415 番地1、415 番地4、421 番地、421 番地2、421 番地3、422 番地、422 番地1、423 番地、423 番地1、426 番地1、440 番地、441 番地、441 番地1、442 番地1、444 番地3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
作業所 1棟 (190.00平方メートル)
- (8) 滋賀県長浜市大戌亥町字上鍋戸 415 番地1、415 番地4、421 番地、421 番地2、421 番地3、422 番地、422 番地1、423 番地、423 番地1、426 番地1、440 番地、441 番地、441 番地1、442 番地1、444 番地3 所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
陶芸室 1棟 (8.99平方メートル)
- (9) 滋賀県長浜市大戌亥町字上鍋戸 415 番地1、415 番地4、421 番地、421 番地2、421 番地3、422 番地、422 番地1、423 番地、423 番地1、426 番地1、440 番地、441 番地、441 番地1、442 番地1、444 番地3 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
ホンプ室 1棟 (30.12平方メートル)
- (10) 滋賀県長浜市大戌亥町字上鍋戸 415 番地1、415 番地4、421 番地、421 番地2、421 番地3、422 番地、422 番地1、423 番地、423 番地1、426 番地1、440 番地、441 番地、441 番地1、442 番地1、444 番地3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
自転車置場 1棟 (20.14平方メートル)
- (11) 滋賀県米原市春照字曾根 1973 番地、1972 番地、1975 番地、1974 番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
作業所 1棟 (687.67平方メートル)
- (12) 滋賀県米原市春照字曾根 1973 番地、1972 番地、1975 番地、1974 番地所在の

- 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 車庫 1棟(63.00平方メートル)
- (13) 滋賀県米原市顔戸字上稗田 254 番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
寄宿舍 (1階 118.50平方メートル)
(2階 103.50平方メートル)
- (14) 滋賀県長浜市富田町字堀 431 番地8 地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
作業所 1棟(697.77平方メートル)
- (15) 滋賀県長浜市富田町字堀 431 番地8 地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
車庫 1棟(105.00平方メートル)
- (16) 滋賀県米原市春照字堂ノ上 293 番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
寄宿舍 (1階 118.50平方メートル)
(2階 103.50平方メートル)
- (17) 滋賀県長浜市加田町字牛町 1552 番地5、1551 番地7 番地所在の鉄骨造亜鉛
メッキ鋼板葺2階建 寄宿舍 (1階 112.70平方メートル)
(2階 98.70平方メートル)
- (18) 滋賀県長浜市内保町字上折戸 766 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建
作業所 1棟(162.54平方メートル)
- (19) 滋賀県長浜市内保町字上折戸 766 番地、752 番地1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼
板葺平家建 作業所 1棟(592.20平方メートル)
- (20) 滋賀県長浜市内保町字上折戸 766 番地、752 番地1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼
板葺平家建 車庫・倉庫 1棟(88.00平方メートル)
- (21) 滋賀県長浜市内保町字上折戸 766 番地、752 番地1 所在のコンクリートブロッ
ク造合金メッキ鋼板葺平家建 倉庫 1棟(3.97平方メートル)
- (22) 滋賀県長浜市内保町字上川原 6 番地所在の木造スレートぶき2階建
寄宿舍 (1階 134.41平方メートル)
(2階 83.45平方メートル)
- (23) 滋賀県長浜市木之本町大音字千堂前 1171 番地、1172 番地所在の鉄骨造ルー
フイングぶき平家建 作業所 (687.00平方メートル)
- (24) 滋賀県米原市大鹿字新庄前 515 番地、514 番地、515 番地2、513 番地2 所在の
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 作業所 (637.30平方メートル)
- (25) 滋賀県米原市大鹿字新庄前 515 番地、514 番地、515 番地2、513 番地2 所在の
軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 駐輪場 (22.59平方メートル)
- (26) 滋賀県米原市大鹿字新庄前 517 番1 所在の鉄骨造陸屋根2階建
障害者支援施設 (1階 246.48平方メートル)
(2階 100.09平方メートル)
- (27) 滋賀県米原市大鹿字新庄前 517 番1、522 番3 の土地
宅地 (1,221.47平方メートル)
- (28) 滋賀県長浜市木之本町大音字千堂前 1147 番地1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶ
き平家建 作業所 (161.51平方メートル)
- (29) 滋賀県米原市春照字曾根 1971 番地1、1970 番地1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板
ぶき平家建 作業所 (114.15平方メートル)
- (30) 滋賀県長浜市富田町字堀 431 番地5 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
作業所 (1073.90平方メートル)
- (31) 滋賀県長浜市富田町字堀 431 番地5 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
物置 (68.44平方メートル)

- 2 前項の書類については、法人本部事務所および各事業所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第34条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表および収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を法人本部事務所および各事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人本部事務所および各事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等およびこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意および評議員の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第38条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 障害者の就業・生活支援を目的とする事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意および評議員会の承認を受けなければならない。

第 8 章 解散

(解散)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号および第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人ならびに社会福祉事業を行う学校法人および公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 42 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、滋賀県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令の定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を滋賀県知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、社会福祉法人湖北会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 44 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	松村良蔵
理事	小倉彦一郎
〃	足立金造
〃	林春三
〃	高田寅雄
〃	庄司利八
〃	山田長作
〃	吉原留市
〃	関谷良民
〃	赤井耕太郎
〃	橋本太雄
〃	澤田雅道
〃	酒井研一
〃	小林俠
〃	赤尾博之
監事	片野喜代士
〃	藤原正治

附 則 昭和57年5月26日制定

附 則 この定款の一部改正は、昭和57年6月24日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、昭和60年12月23日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成元年2月7日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成元年11月1日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成4年12月1日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成7年3月31日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成8年8月7日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成9年12月5日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成10年2月23日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成11年5月27日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成12年5月10日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成12年7月4日から施行する。

ただし、第4条第1項に定める理事の定数の改正および第17条第1項に定める評議員の任期の始期は、平成12年7月9日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成13年4月23日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成14年7月11日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成15年8月22日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成16年5月21日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成17年7月12日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成18年2月7日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成18年6月6日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成19年3月19日から施行する。

附 則 この定款の一部改正は、平成19年6月7日から施行する。
附 則 この定款の一部改正は、平成20年4月23日から施行する。
附 則 この定款の一部改正は、平成20年8月4日から施行する。
附 則 この定款の一部改正は、平成21年1月5日から施行する。
附 則 この定款の一部改正は、平成21年6月25日から施行する。
附 則 この定款の一部改正は、平成22年6月4日から施行する。
附 則 この定款の一部改正は、平成23年6月17日から施行する。
附 則 この定款の一部改正は、平成24年6月7日から施行する。
附 則 この定款の一部改正は、平成24年6月27日から施行する。
附 則 この定款の一部改正は、平成25年5月28日から施行する。
附 則 この定款の一部改正は、平成27年3月12日から施行する。
附 則 この定款の一部改正は、平成27年3月25日から施行する。
附 則 この定款の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。
附 則 この定款の一部改正は、令和3年8月31日から施行する。
附 則 この定款の一部改正は、令和4年8月1日から施行する。
附 則 この定款の一部改正は、令和8年3月25日から施行する。